

(仮称) 苫前郡風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-----|---|--------|----|---|--|
| 1-1 | - | 前倒し調査 | 1次 | 本事業に関し、アクセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。 | 現在、環境に関する前倒し調査は実施しておりません。現時点では、方法書以降に現地調査を行う計画としております。 |
| 1-2 | - | 図書の公表 | 1次 | 貴社ウェブサイトにおける、配慮書のインターネットでの公表期間は縦覧期間のみとしていたほか、電子縦覧図書のダウンロードや印刷について不可としていました。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 なお、環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ることを目的に「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 R4.6.30改訂）を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしていることを踏まえてご回答願います。 | 情報アクセスの利便性の向上は弊社も同じ認識です。一方、環境影響評価図書の著作権は弊社に帰属しておりますが、弊社が意図しない形で許諾なしに複製、転用等が行われる可能性を危惧しております。弊社としましては、地域住民との情報交流は重要であると捉えておりますので、今後、環境影響評価図書にかかるお問合せやご要望等に関しましては真摯に対応し、地域住民からの要望があれば理解促進のために配慮書の概要をまとめた計画段階環境配慮書のあらましの個別配布等を検討してまいります。 また、環境省から環境影響評価図書の公開について協力の要請があった場合、環境省図書館の利用による公開を検討致します。 |
| 1-3 | - | 相互理解促進 | 1次 | 関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。 | 関係自治体や地域住民の事業への理解を得ることは風力発電事業を進める上で非常に重要と捉えております。 弊社としましては、開発初期段階から情報提供に加えて周辺町内会・自治会や地権者等の関係者に対して個別に事業計画を説明し、直接ご意見を伺うなど対話による信頼関係の醸成に努めております。 今後可能な限り丁寧な説明をするとともに、ご意見を踏まえながら相互理解の促進に努めてまいります。 |

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-----|-------|----------------------------------|----|---|---|
| 2-1 | 3 | 2.1第一種事業の目的 | 1次 | カーボンニュートラルとネイチャーポジティブは、同時に達成を目指すべき目標であると考えられますが、本事業におけるネイチャーポジティブに係る取組に対する事業者の見解をご教示ください。 | ご指摘のとおり、ネイチャーポジティブに関しても我が国で達成するべき目標と認識しておりますので、生物多様性国家戦略等を踏まえ、本事業で実施可能な取組がないか、今後検討していく方針です。 |
| 2-2 | 39 | 2.2.7第一種事業に係る工事の実施に係る期間及び工程計画の概要 | 1次 | 図書に緑化についての記載がありませんが、緑化計画の有無を含め、以下についてご教示ください。 ①緑化について、早期緑化のために外来牧草を導入し、時間経過により自生種に遷移させる手法がありますが、多くは遷移によりこれらの外来牧草が消失することはなく、残存しており、これらの残存個体群がなにかのきっかけで分布を拡大する可能性があります。また、これらの外来牧草は冬季も枯死せず残存していることから、特に積雪の少ない法面においてはエゾシカを誘引する要因となり、食害により当該区域における生物多様性の低下を招くリスクがあることから、持ち込まないことが重要と考えますが、今後、どのような緑化計画とすることを想定しているのか、事業者の見解を伺います。 ②在来種でも北海道では種苗会社等において緑化技術や知見が蓄積されています。事前に施工区周辺にて種子採取・育苗の期間が必要となりますので、早めに専門家に相談しながら緑化計画を立ててください。 参考：生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023（日本緑化工学会） https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf | ①現段階では事業計画の熟度が低いことから、緑化計画は記載していませんでしたが、今後、関係機関や専門家等のご意見を踏まえながら、極力在来の植物の種子を用いた吹付や植生機材を用いた緑化を行い、在来植生の回復を図る計画です。 ②ご指摘ありがとうございます。今後の工事計画の具体化に伴いましては、関係機関や専門家等のご意見を踏まえながら必要な措置を検討してまいります。 |
| 2-3 | 5以降全体 | 縮尺図 | 1次 | P5～24までの図とそれ以降の図において、風力発電機設置対象外区域の表示方法（色）が統一されていない理由について、事業者の見解を伺います。また、方法書以降では分かりやすく統一されるという認識でよろしいでしょうか。 | P5～24の図については風力発電機設置対象外区域の境界と行政界の区別がつけやすくなるように色を変更しましたが、方法書以降では記載の統一を含め、わかりやすい記載に努めます。 |
| 2-4 | 23、25 | 図2.2-1(6)(8) | 1次 | 曇りの日の写真が使用されており遠くまで見通せていない写真があるため、方法書以降では晴れた日の写真を使用するという認識でよろしいでしょうか。 | ご指摘のとおり、方法書以降ではできるだけ晴れた日の写真を使用致します。 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-----|----|-----------------------------------|----|---|--|
| 2-5 | 28 | (d) 法令等の制約を受ける場所の確認 | 1次 | <p>①鳥獣保護区について「事業実施想定区域内に含まれているが、風力発電機設置対象外区域に位置しており、事業の実施による改変は回避する計画である」としていますが、改変を回避するにも関わらず事業実施想定区域と重複しない区域設定が出来なかった理由をご教示ください。</p> <p>②図書P231やP234を踏まえると、土砂災害警戒区域や砂防指定地、山地災害危険地区が事業実施想定区域内に含まれていますが、法令等の制約を受ける範囲として、これらを確認されなかった理由をご教示ください。</p> <p>③保安林について、「可能な限り改変を避けるルートを想定し、事業実施想定区域を設定した」とされていますが、保安林との重複範囲について、具体的にどのような検討を行った結果、現在の区域設定より小さくすることができなかったのかをご教示ください。また、保安林を所管する関係機関との協議状況についてもご教示ください。</p> | <p>①事業計画および工事計画の熟度が低い現時点においては、鳥獣保護区である羽幌朝日公園に入るまでの道路（道道762号平羽幌線）を、輸送路や道路拡幅等の改良が伴う既存道路の活用として可能性を広く考慮しているため事業実施想定区域に含んでおります。ただし、当該鳥獣保護区の区域内においては、事業を実施する計画はなく、搬入路の造成のために道路や林道を拡張する等の改変を回避する計画です。</p> <p>②現時点では事業計画および工事計画の熟度が低いことから、改変の可能性のある範囲を広く考慮しているため、ご指摘の通り砂防指定地及び山地災害危険地区が事業実施想定区域に含まれております。なお、これらの範囲は河川や沢などの谷地形に分布していることから、今後、方法書以降の手続きにおいて現地の状況を確認の上、改変範囲から除外することを検討致します。</p> <p>③現時点では事業計画及び工事計画の熟度が低いことから、改変の可能性のある範囲を広く考慮しているため事業実施想定区域に含まれております。今後、事業計画及び工事計画において、各種調査や関係機関との協議を踏まえ、極力保安林の改変を避けるべく更に区域を絞り込むよう検討してまいります。なお、保安林を所管する関係機関とは未協議です。今後、計画熟度を高め、保安林への開発が見込まれる場合は、早期に関係機関と協議致します。</p> |
| 2-6 | 28 | (e) 環境保全上配慮が必要な施設及び場所の確認 | 1次 | <p>①「発電所アセス省令では、環境影響を受ける範囲であると認められる地域は事業実施区域及びその1.0kmの範囲内とされている」とこと、「各自治体のガイドラインやゾーニングの先行事例では200m～600mの離隔を規定している」ことを踏まえた上で、それらの規定等よりも短い距離となる500mを離隔の基準とした理由や風力発電機が大型化している中で500mで十分な離隔が確保されていると判断された理由をご教示ください。</p> <p>②植生自然度9・10については、計画段階において可能な限り包含しないように事業実施想定区域を設定したとありますが、配慮書段階では何の基準をもって「可能な限り」としたのか具体的にご教示ください。</p> <p>③事業実施想定区域内から景観資源がある箇所を除外して区域設定しなかった理由をお示しください。</p> <p>④「風力発電機設置対象外区域」では、風力発電機は設置しないとのことですが、道路の造成などの改変が行われる可能性があるということでしょうか。具体的に想定されることがありましたらお示しください。</p> <p>⑤最終段落「さらに関係自治体との協議～」から始まる一文について、景観への配慮により国道232号から海側を事業実施想定区域から除外したとありますが、これは関係自治体から要望があつて外したということでしょうか。具体的にどこの市町村からどのような要望があつたのかご教示ください。</p> | <p>①各自治体のガイドラインやゾーニングの先行事例では200～600mの離隔を規定していることを踏まえ、配慮書段階では影響を回避する最低限の離隔距離として住居等から500mの範囲を風力発電機設置対象外区域としたものであり、この離隔を以て十分とは考えておりませんが、今後の調査や予測結果および発電所アセス省令を踏まえ、適切な風力発電機の配置を検討してまいります。</p> <p>②今後改変する可能性がある既存林地や地形等を基に事業実施想定区域を設定したため、植生自然度9・10が点在する範囲および広域に跨る国有林の一部に植生自然度9・10の範囲が含まれておりますが、それ以外を事業実施想定区域から除外しております。配慮書段階での文献調査では、現地調査を実施しておらず実際の分布状況を把握出来ていないことから、今後植生自然度の高い場所の把握に努め、区域からの除外または影響を回避するよう計画してまいります。</p> <p>③景観資源については、事前の検討により湖沼景観、河川景観、海岸景観のうち海食崖を含めないよう事業実施想定区域を設定しましたが、海成段丘はその分布が広範囲に形成されているため一部区域内に含まれております。</p> <p>④ご理解の通り、風力発電機設置対象外区域では工事用資材ならびに風力発電機の輸送により道路の造成や土地改変がされる可能性があります。</p> <p>⑤関係自治体である苫前町より国道から海側には設置しないよう要望を受けております。事業者としてもこの地域を象徴する景観として日本海に沈む夕陽や天売島、焼尻島などへの景観にも自主的に配慮し、海側を事業実施想定区域から除外することとしました。</p> |
| 2-7 | 37 | 2.2.5 第一種事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要 | 1次 | <p>風力発電機の配置計画は現時点で詳細は未定とのことですが、方法書において風力発電機の設置予定位置を示すことについて、事業者の見解をご教示ください。なお、発電所に係る環境影響評価の手引においては方法書の作成に関し、「発電所アセス省令では、配置計画は既に決定されている内容に係るものに限るとされているが、特に風力発電所については風車の配置の環境影響評価手法への関連性が高いことから、なるべく実現性の高い配置案を記載することが望ましい。」とされていることを踏まえた回答としてください。</p> | <p>風力発電機の配置計画については、各種調査等を経て具体的に検討を行います。今後、発電所に係る環境影響評価の手引きに則り、方法書においては、なるべく実現性の高い配置案をお示しするよう努めてまいります。</p> |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|------|-------|------------------------|----|---|--|
| 2-8 | 38 | (1) 発電機 | 1次 | <p>①バードストライクやバットストライクの発生を防止するために、カットイン風速やフェザリングを遠隔操作できる機種を選定することを検討されるでしょうか。現時点で、このような機種を選定する見込みについてご教示ください。</p> <p>②最大高さ、ローター直径及び地表からブレード下端までの高さの検討においては、今後、鳥類やコウモリ類など野生動物の飛翔高度を調査の上、バードストライクやバットストライク等を防止する観点も加味した上で検討されることを想定されているか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③ギアレスの風車等、騒音対策を施した機種を選定する見込みについてご教示ください。</p> | <p>①現段階では事業計画の熟度が低いことから、機種選定の見込みについてご提示することは難しいですが、バードストライクやバットストライクの発生防止は重要であると認識しておりますので、今後の検討においては各種調査結果を踏まえ、バードストライクやバットストライクの発生のおそれが高い場合は、専門家からの助言・指導を踏まえて機種選定を行います。</p> <p>②現時点では風力発電機の最大高さ、ローター直径等については採用の可能性がある機種を考慮し記載しております。今後の検討において、バードストライクやバットストライクの発生のおそれがある場合は、方法書以降の手続きにおいて専門家からの助言・指導を踏まえて機種選定を含め対応の検討を致します。</p> <p>③騒音対策について、今後住居等からの距離に留意し風力発電機の基数、配置を具体的にし対策を検討致します。その検討の中でギヤレス等の騒音対策に繋がる機種の選定を検討してまいります。</p> |
| 2-9 | 39 | (1) 工事内容 | 1次 | <p>①工事期間が14年程度想定されていますが、なぜ長期間にわたり工期を設定する必要があるのかご教示ください。</p> <p>②陸上風力発電機の設置に係る一般的な工種を明示いただき、その工程を14年間の間でどのように振り分ける想定としているのか、現段階の想定で構いませんので、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③着工から稼働開始まで約15年間ありますが、着工前に調査した内容を基に、15年後の稼働時の影響を予測及び評価することは可能なのでしょうか。あまりにも期間が長いと、自然環境のほか、住宅等の生活環境への影響が及ぶ範囲も大きく変化する可能性があると考えますので、それを踏まえ、事業者の見解をご教示ください。</p> | <p>①本事業は、発電所規模が大きく複数エリアに跨ることから、順次工事を進める計画です。加えて、送電線工事も資材調達や工事施工における人員確保等の観点から長期間必要であるため14年程度と設定しました。</p> <p>②①の回答の通り、各エリアを順次工事することや送電線工事の工期を積み上げた結果、北部エリアを4年程度、中央および南部エリアを各5年程度で合計14年程度と試算しております。今後、事業計画・工事計画の熟度を高め、③にある工事期間が長期間に渡ることによる予測評価の変化への影響も考慮し、工期短縮に努めてまいります。</p> <p>③ご指摘の通り、環境調査から稼働開始までの期間が空くことで稼働時の影響評価も変化することは承知しております。そのため、まずは環境アセスの手続きに則り環境調査を実施し、稼働前には周囲の環境変化を考慮の上、必要に応じて追加調査を実施することを検討し、環境影響の予測評価に関する最新性の確保に努めてまいります。</p> |
| 2-10 | 41~42 | (2) 近隣の風力発電事業の分布状況 | 1次 | <p>事業実施想定区域及びその周囲で稼働中もしくは計画中の他事業について、他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてご教示願います。</p> | <p>現段階では他事業の情報は公開されている範囲しか把握しておらず他事業者様との協議も未実施ですが、今後、他事業の情報収集に努めてまいります。</p> |
| 2-11 | 42 | 図2.2-11 近隣の風力発電事業の分布状況 | 1次 | <p>近隣に存在する（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業の区域が配慮書段階となっていますが、P41では方法書段階となっているため、方法書段階の区域を図示いただき、本事業とどの程度の離隔があるのかをご教示ください。</p> | <p>（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業の方法書段階の区域との位置関係を別添2-11に示します。なお、本事業とは約14kmの離隔があります。</p> |

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-----|----|-------------------|----|--|--|
| 3-1 | - | 第3章 | 1次 | <p>小平町内の主要な眺望点が選定されていますが、関係市町村に該当するかについて、どのような検討をされたのかをご教示ください。</p> | <p>本事業による景観への影響について、小平町内の主要な眺望点から視認されないことと予測され、景観による影響は及ばないことから関係市町村には含めておりません。</p> <p>なお、小平町に対しては、事前に事業概要や事業実施想定区域、主要な眺望点及び可視領域等の状況を説明したうえで、関係市町村に含めるか否かを相談した結果、関係市町村に含める必要はないとの回答を頂いております。</p> |
| 3-2 | 55 | 2) 大気汚染に係る苦情の発生状況 | 1次 | <p>公害関係の苦情の発生状況について、「苦情町、羽幌町及び初山別村においては、～苦情の発生状況は公表されていない」とありますが、方法書以降の手続きではヒアリング等を行うという認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>自治体へヒアリングを実施し、羽幌町・苦情町においては、苦情の発生状況を把握されておらず、初山別村については、令和5年度及び令和6年度（令和7年1月末現在）における大気汚染、騒音、振動、超低周波に係る苦情はないとのことでしたので、方法書で反映します。</p> |
| 3-3 | 61 | 1) 河川及び湖沼の状況 | 1次 | <p>事業実施想定区域内に河川が存在していますが、河川を改変する可能性があるのでしょうか。今後、風力発電機設置予定位置など、土地の改変区域を検討するにあたり、河川との位置関係について、どのように検討されることを想定されているかをご教示ください。</p> | <p>本事業では河川内の改変は予定していません。今後、方法書以降の手続きにおいて河川から可能な限り離隔を確保するよう検討します。</p> |
| 3-4 | 69 | 3.1.4 地形及び地質の状況 | 1次 | <p>地すべり地形に関する周囲の概況の情報がないので、ご教示ください。また、確認の結果を踏まえ、今後どのようにして調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解を伺います。</p> | <p>地すべり地形に関する周囲の概況を別添3-4に示します。なお、中央と南部エリアの事業実施想定区域内に地すべり地形が存在します。今後、地質調査等を実施し、地すべり地形の分布範囲をより詳細に確認の上、改変区域から除外することを検討します。</p> |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|------|------------------------|---|----|---|---|
| 3-5 | 73 | 図3.1-11 重要な地形及び地質 | 1次 | 事業実施想定区域の沿岸部が重要な地形・地質と重複しており、特に日本の典型地形に掲載されている海生段丘の「羽幌」は、ほぼ全域が区域と重複していますが、今後どのようにして調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。 | 方法書以降の手続において、関係自治体へのヒアリング等を通じて当該地形の詳細な分布や保全状況を把握し、予測及び評価を行う方針です。 |
| 3-6 | 74 | 表3.1-14 収集した既存資料一覧 | 1次 | 方法書の段階では、閲覧したWebサイトについて、発行者（環境省等）、URL、閲覧日、発行年（あれば）を明記してください。（植物の草、資料編も同じく） | ご指摘のとおり、方法書の段階で明記します。 |
| 3-7 | 86 216 | 図3.1-12(2) 動物の注目すべき生息地 図3.2-17(2) 環境緑地保護地区等及び記念保護樹木の指定状況 | 1次 | 学術自然保護地区である「北限のスギ」が事業実施想定区域と重複しています。動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区として指定されていることを踏まえると、事業実施想定区域から除外するのが望ましいと考えますが、なぜ当該地区を区域に含めることとしたのか、事業者の見解をご教示ください。 | 事業計画および工事計画の熟度が低い現時点においては、「北限のスギ」付近を通る林道を、輸送路や道路拡幅等の改良に伴う既存道路の活用として可能性を広く考慮しているため事業実施想定区域に含んでおります。ただし、「北限のスギ」の区域内においては、事業を実施する計画はなく、搬入路の造成のために道路や林道を拡張する等の改変を回避する計画です。 |
| 3-8 | 88~ 91 98~ 99 | b)鳥類の渡り経路等 | 1次 | 事業実施想定区域及びその周辺がノスリや海ワシ類などの猛禽類の渡りルートとなっており、一部は越冬分布も確認されており、EADASセンシティブティマップにおける注意喚起レベルBと重複しています。そのほか、ガンカモ類や夜間の鳥類の渡りも確認されていますが、今後、どのようにして調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。 | ご指摘のとおり、事業実施想定区域及びその周辺ではノスリや海ワシ類などの猛禽類の渡りルート等が存在すると考えられるため、今後、夜間の渡りの状況も含めて現地調査を行い、適切な予測及び評価を行う方針です。具体的な内容については方法書において整理する予定です。 |
| 3-9 | 100 | 図3.1-22 海鳥コロニーデータベース（海鳥繁殖地） | 1次 | 中央及び南部エリアがオオセグロカモメの繁殖地の情報があるメッシュと重複していますが、今後、どのようにして調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。 | ご指摘のとおり、事業実施想定区域及びその周辺ではオオセグロカモメの繁殖地が存在すると考えられるため、今後、現地調査を行い、適切な予測及び評価を行う方針です。具体的な内容については方法書において整理する予定です。 |
| 3-10 | 102 | 図3.1-23 コウモリ類の確認状況 | 1次 | ヒメホオグモコウモリ及びヒナコウモリといったハイリスク種の分布が区域周辺の複数箇所確認されていますが、この情報を受けて、今後どのように生息状況を把握していくのか、事業者の見解をご教示ください。 | 事業実施想定区域の周辺ではコウモリ類の生息が考えられるため、今後、飛翔高度の把握も含めて現地調査を行い、適切な予測及び評価を行う方針です。具体的な内容については方法書において整理する予定です。 |
| 3-11 | 111~ 113 | 図3.1-25(1) 植生自然度 | 1次 | ①植生自然度9・10については、計画段階において可能な限り含まないように事業実施想定区域を設定したと第2章に記載ありましたが、中央エリア及び南部エリアの一部が植生自然度9のトドマツミズナラ群落と重複しています。山間部の植生自然度9の森林から連続している部分であるため、含まないように区域から除外するのが望ましいと考えますが、除外しなかった理由をご教示ください。 ②事業実施想定区域内の一部に植生自然度9及び10の区域が存在していますが、これらの区域に対し、今後どのように影響の回避や低減を図っていくのか、現時点での見込みを伺います。また、保安林については回避する予定であるのか、改変する場合はどのように関係者と調整していくのか、現時点での見込みを伺います。 | ①現段階では事業計画の熟度が低いことから、現時点で改変する可能性のある範囲を広く設定しているため、中央エリア及び南部エリアの一部が植生自然度9のトドマツミズナラ群落が含まれています。 ②今後の方法書以降の手続においては、事業計画の具体化に合わせて、現地調査で分布状況を把握し、区域の絞り込みを行うことで影響の回避を図りますが、やむを得ず自然度の高い植生（自然度9及び10）を改変する場合は、専門家の助言を受けながら適切な措置を講じる方針です。また、保安林を改変する可能性がある場合には関係機関として森林管理署等と調整する予定です。 |
| 3-12 | 132~ 139 | 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動場の状況 | 1次 | ①人と自然との触れ合いの活動の場としてオロロンライン・サイクルルートが選定されていますが、オロロンラインを主要な眺望点としなかった理由をご教示ください。 ②景観資源、身近な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場について、関係する自治体にヒアリングを実施しているのか、実施している場合はその概要を、していない場合は今後の実施に対する事業者の見解について、ご教示ください。 | ①配慮書段階では人と自然との触れ合いの活動の場として選定しておりましたが、ご指摘を踏まえ、方法書段階において、主要な眺望点としての選定を検討します。 ②景観資源、身近な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場について、関係する自治体にヒアリングを実施いたしました。苫前町及び羽幌町からは図書に記載の内容で問題ないとのご回答をいただき、初山別村からは、主要な眺望点に「金比羅神社」「しょさんべつ天文台」の2地点の追加依頼がありましたので、反映しております。 |
| 3-13 | 135 ほか | 表3.1-31ほか 出典 | 1次 | 7)「観光・特産」（初山別村ホームページ）の出典を確認してください。 また、9)「観光・魅力」（遠別町ホームページ）を出典としている理由について事業者の見解を伺います。 | 7)「観光・特産」（初山別村ホームページ）の出典が更新されておりましたので、図書は古い情報になります。正しくは、「観光・宿泊」 (https://www.vill.shosanbetsu.lg.jp/kankomiryoku/kankoshukuhaku/index.html) ですので、方法書を作成する際は、再度出典情報を確認致します。 また、9)「観光・魅力」（遠別町ホームページ）は誤りですので、方法書において修正します。 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|------|------------|-------------------------------|----|---|--|
| 3-14 | 137 | 図3.1-31 主要な眺望点・身近な景観の状況 | 1次 | <p>①北部エリアと中央エリアの間やその周辺で主要な眺望点や身近な景観の選定がありませんが、選定する必要はないか、事業者の見解を伺います。</p> <p>②羽幌町内の国道232号線沿いの2か所にオロロン鳥モニュメントがあり、羽幌町観光協会のサイトでも紹介されていますが、これらを主要な眺望点として選定する必要はないか、事業者の見解を伺います。</p> <p>③南部エリア中央に、事業実施想定区域内で風車設置の可能性のあるエリアに囲まれる住宅が存在しますが、風車に囲まれることによる影響を考慮し、当該住宅周辺で景観に関する調査を実施する予定はあるか、事業者の見解をご教示ください。</p> | <p>①主要な眺望点や身近な景観につきましては、文献調査及び関係市町村へのヒアリングを行い選定しました。方法書作成段階において、改めて関係市町村や地元地区長等へヒアリングを行い、地元住民の意見等を踏まえ、眺望景観として選定する予定です。</p> <p>②ご指摘を踏まえ、方法書段階で改めて関係自治体である羽幌町にヒアリングを行い、最新の状況を把握した上で、主要な眺望点としての選定を検討致します。</p> <p>③今後の手続において風車設置の具体化を進めていくなかで、身近な景観として周辺の集落を対象とした調査地点の設定を行う方針です。</p> |
| 3-15 | 138 | (2)人と自然との触れ合いの活動の場の状況 | 1次 | <p>星空観察が行われている場所では、風力発電所設置に伴い、航空障害灯により星座が確認できなくなるなど、その活動に支障が生じることが懸念されます。このため、以下の事項についてご教示ください。</p> <p>①人と自然との触れ合いの活動の場として、星空観察が行われている場所を確認されたか。</p> <p>②上記①において、確認したと回答された場合は、該当する場の有無</p> <p>③上記①において、確認していないと回答された場合は、確認する必要性に対する事業者の見解</p> <p>④星空観察が行われている場所がある場合、どのような対応が想定されているかについての事業者の見解</p> | <p>①現時点では、人と自然との触れ合いの活動の場として、星空観察が行われている場所を確認していません。</p> <p>③ご指摘を踏まえ、今後の手続において星空観察が行われている場所についてヒアリングを行い、地点の設定を行う方針です。</p> <p>④星空観察が行われている場所がある場合、夜間の景観撮影を実施し、影響について適切に予測及び評価を行う方針です。</p> |
| 3-16 | 139 | 図3.1-32 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況 | 1次 | <p>P135の主要な眺望点として、「みさき台公園」「おにしかツインビーチ」が選定されていますが、P139の人と自然との触れ合いの活動の場では、これらが選定されていません。その他のキャンプ場や海水浴場は両方の項目に選定されていますが、「みさき台公園」と「おにしかツインビーチ」についても、両方に選定する必要があると考えられますが、事業者の見解をご教示ください。</p> | <p>ご指摘の通り、「みさき台公園」と「おにしかツインビーチ」についても、人と自然の触れ合いの活動の場に選定します。</p> |
| 3-17 | 159 | 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況 | 1次 | <p>利用状況の聴取について、「関係町村への聴取」と記載がありますが、具体的な自治体名をお示しください。また、聴取実施日は「関係町村」全て同日に行ったという認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>ご認識の通り、苫前町、羽幌町、初山別村の3町村に同日に聴取いたしました。</p> |
| 3-18 | 160 | 図3.2-5 表流水の取水状況 | 1次 | <p>事業実施想定区域と農業用水の取水位置（揚水機場）が重複している箇所がありますが、すべて風力発電機設置対象外区域に位置しているのでしょうか。</p> | <p>一部の農業用水の取水位置（揚水機場）が風力発電機設置対象外区域の範囲外（風力発電機設置対象区域）に位置しています。</p> |
| 3-19 | 161 | (5)漁業による利用状況 | 1次 | <p>さけ・ます捕獲禁止区域の規制区域に関する記載はありますが、周辺のさけます増殖河川の存在についての記載がないので、周辺の状況をご教示ください。</p> | <p>さけますを放流している主な河川（さけます増殖河川）として、羽幌川が存在します。</p> |
| 3-20 | 164 | 表3.2-12 主要道路の交通量（令和3年度） | 1次 | <p>(1)道路の項目の三段落目に「12時間に3,858台～」とありますが、観測した時間帯をご教示ください。また、方法書では時間帯がわかるよう記載してください。</p> | <p>昼間12時間自動車類交通量は、「午前7時～午後7時までに交通量観測地点を通過した自動車類の台数」とされています。ご指摘の通り、方法書では時間帯がわかるよう記載致します。（「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」の「箇所別基本表及び時間帯別交通量表に関する説明資料」より）</p> |
| 3-21 | 179 | 表3.2-17 市町村別の産業廃棄物処理業者数 | 1次 | <p>①産業廃棄物処理業者の分布について、発生する廃棄物が近隣のどの廃棄物処理施設へ搬出されるかを想定し、その環境負荷を検討するために記載しているものであることから、処理事業者の事務所ではなく、処理場の位置を明記する必要があると考えますが、事業者の考えを伺います。</p> <p>②方法書以降で処理施設の位置が示されるという認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>①産業廃棄物処理業者の分布について、処理事業者の事務所ではなく、処理場の位置を明記する必要があると考えます。</p> <p>②方法書以降で処理施設の位置をお示し致します。</p> |
| 3-22 | 217 | 表3.2-42 鳥獣保護区の設定状況 | 1次 | <p>羽幌鳥獣保護区について、「令和6年度（2024年）北海道鳥獣保護区等位置図別冊編」によると、面積は450haで、そのうち特別保護地区は51haと記載されています。ご確認いただき、必要に応じて方法書で修正願います。</p> | <p>ご指摘の通りですので、方法書で羽幌鳥獣保護区の面積を450ha[特保51ha]に修正致します。</p> |
| 3-23 | 220 223 | 2) 史跡・名勝・天然記念物等 図3.2-21 | 1次 | <p>事業実施想定区域に埋蔵文化財包蔵地が含まれることについて、今後、対象事業実施区域の検討にあたり、どのような対応を想定されているか、事業者の見解をご教示ください。</p> | <p>今後、対象事業実施区域の検討にあたり、埋蔵文化財包蔵地の具体的な状況（保全状況、規模、面積など）を把握し、改変箇所から極力避けることで影響の回避を図るとともに、必要に応じて教育委員会の指導を仰ぎ、対応する方針です。</p> |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|------|---------|---------------------------------------|----|--|--|
| 3-24 | 227 | 4) 国土防災関係 | 1次 | <p>①事業実施想定区域内に砂防指定地や土砂災害警戒区域及び山地災害危険区域が存在しているとのことですが、これらの区域を確認した後、事業実施想定区域や風力発電機設置想定範囲の見直しをしなかった理由をご教示ください。</p> <p>また、今後、対象事業実施区域や風力発電機の設置位置検討に当たり、どのような対応を想定されているのかをご教示ください。</p> <p>②①で示した区域等に関し、関係機関との協議状況をご教示ください。</p> | <p>①配慮書段階では、工事計画の熟度が低いことから、変更の可能性がある範囲を事業実施想定区域といたしました。今後の対象事業実施区域の設定にあたっては、土砂災害等の危険性のある区域を回避するよう検討致します。</p> <p>②砂防指定地の一部及び山地災害危険区域が事業実施想定区域内に存在することは確認しておりますが、現段階では計画熟度が低く、変更の可能性がある範囲を広く考慮した区域の設定にしているため、当該区域のみを除外することはしておりません。また、土砂災害警戒区域は、事業実施想定区域内に存在するものの、風力発電機設置対象外区域にしております。現時点では計画熟度が低いため、今後、防災に関連する区域の除外に努めてまいります。なお、現時点で関係機関との協議は未実施です。</p> |
| 3-25 | 229 | 図3.2-23 保安林の指定状況 | 1次 | <p>①南部エリア内に防風保安林が存在していますが、防風保安林による保護対象について具体的に教示ください。</p> <p>②①の保護対象を踏まえ、事業実施想定区域から除外する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。</p> | <p>①該当する防風保安林の具体的な保護対象について把握はしておりませんが、指定の目的から周囲の田畑や住宅が対象であるものと認識しております。</p> <p>②本事業の事業実施想定区域を検討するにあたっては、保安林を可能な限り除外しましたが、一部輸送ルートと近接する可能性があり、具体的な除外範囲の設定が難しかったことから、配慮書段階では区域に含めた形としています。今後、輸送路が具体化し、区域の絞込みを図るなかで、当該保安林を区域から除外することを検討します。</p> |
| 3-26 | 240 | (1) 農用地区域 | 1次 | <p>事業実施想定区域内には農用地区域が広く分布していますが、農用地区域については回避する予定であるのか、変更する場合はどのように関係者と調整していくのか、現時点での見込みを伺います。</p> | <p>現段階では計画熟度が低く、農用地区域を使用するかは未定です。仮に農用地区域を使用する場合は、関係機関との協議はもとより、地権者及び耕作者等の地元関係者と調整の上、ご理解を得ることを前提に計画を進めてまいります。</p> |
| 3-27 | 242 | 図3.2-28 港湾法・港則法及び漁港漁場整備法の指定状況 | 1次 | <p>出典で示されている港湾区域と図に標記している港湾区域の形が異なりますが、修正する必要はないか、ご確認ください。</p> | <p>関係自治体の羽幌町に確認したところ、羽幌町の港湾区域（青囲み）は港則法区域（ピンク囲み）と同じであるという指摘をいただいたため、出典と形が異なります。方法書では、関係自治体への確認結果を反映した旨を記載します。</p> |
| 3-28 | 251 | 10) 羽幌町の環境を守る基本計画 | 1次 | <p>羽幌町も地球温暖化対策実行計画を策定していますので、確認いただき、必要に応じて方法書で修正願います。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、方法書に羽幌町の地球温暖化対策実行計画を記載します。</p> |
| 3-29 | 252、264 | 11) 羽幌町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例 | 1次 | <p>①P252で「羽幌町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例」についての記載があり、同条例第5条第4項では「道路からの距離は、発電設備の地上からの高さの等倍以上空げなければならない。」と定められています。ですが、本事業の羽幌町内の風力発電機の設置対象区域に一般道が含まれているほか、他の「道路」も風力発電機の設置対象区域としている理由について羽幌町との協議状況を含め、事業者の見解を伺います。</p> <p>②同条例第11条にて「事業者は、発電設備から発する電磁波及び電波によって、人体への障害又はテレビ電波等に影響を与えないよう適切な措置を講じるものとする。」とありますが、風力発電機が住居等付近に設置されたとき、どのような措置を講じる予定なのか、現時点での事業者の対応予定をお示しください。</p> <p>③「風力発電機設置想定区域」と「風力発電機設置対象区域」は同一の区域であるとの認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>①ご指摘の条例は認識しておりましたが、一部の区域で風力発電機設置対象外区域に設定できておりませんでした。今後、羽幌町との協議において、条例の遵守を前提に安全性に配慮の上、道路からの必要な離隔の確保に努め、方法書以降では適切な事業実施区域を設定致します。</p> <p>②今後予定している環境調査にて電波障害への影響を適切に把握し、影響を与えるおそれがある場合は、風力発電機の配置の変更等の措置により影響を回避する計画です。</p> <p>③ご認識の通り、「風力発電機設置想定区域」と「風力発電機設置対象区域」は同一の区域になります。方法書では適切な記載に修正いたします。</p> |

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-----|---------|--|----|--|---|
| 4-1 | 257 | 4.1 計画段階配慮事項の選定の結果 | 1次 | <p>「他事業との累積的影響については、(中略)方法書以降の手続の中で検討するものとする。」とありますが、</p> <p>①今後、どの項目をどのように検討していく予定かご教示願います。</p> <p>②アセス手続きがどの段階まで進化したものを対象にするのか、現時点での想定をご教示ください。</p> <p>③「方法書以降」とありますが、方法書時点で①や②の情報は示されるのか、ご教示ください。</p> | <p>①累積的影響については、現段階では本事業における風車配置計画等の事業計画が未確定である事項が多いことから、今後事業の計画熟度を高めつつ、現地調査や予測評価を行う中で、累積的影響が懸念される環境項目を検討していく予定ですが、具体的には騒音・風車の影・動物(鳥類)・景観などが該当する可能性があると考えています。</p> <p>②累積的影響を検討するために必要な情報(風車配置・諸元など)が他事業者から入手できる段階となりましたら、累積的影響について検討する方針です。</p> <p>③方法書時点で可能な範囲で①②について記載する方針です。</p> |
| 4-2 | 264 | 3) 調査地域 | 1次 | <p>住居等から500m以内のエリアを対象外区域としており、機械的に実施した結果、南部エリアの海岸付近などの飛び地が発生していますが、こういったエリアも設置可能性があるの記載しているということでしょうか。実態として設置可能性がなければ区域から除外するのが望ましいと考えますが、方法書段階ではどのように取り扱う予定なのか、事業者の見解をご教示ください。</p> | <p>南部エリアの海岸付近などの飛び地では風力発電機の設定可能性は低いものと考えています。その他の風力発電機設置区域においても、地形や土地利用の状況から設置可能性が低い場所はあり得ますが、現時点では配慮書記載の手順で設定しております。方法書段階では、配慮書でいただいたご意見や事業性の観点を踏まえ、改めて検討した風力発電機設置対象区域をお示し致します。</p> |
| 4-3 | 283 | 2) 評価結果 | 1次 | <p>①中央エリアと9割以上が重複している「羽幌」及び「羽幌-汐見段丘」について、今後、改変面積の最小限化を図ることで影響の抑制を図ることができると評価していますが、「最小減」は、どの程度の重複率まで抑制される見込みなのか、現段階の想定で構いませんので、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②三行目「特に、羽幌の全体や～」からの一文にあるとおり、海成段丘の「羽幌」、「羽幌-汐見段丘」については改変面積を最小限化して影響の抑制を図る記載がありますが、その他の段丘地形への影響の抑制について、事業者の見解を伺います。</p> | <p>①当該地形の詳細な分布や保全の状況を把握し、関係自治体へのヒアリングを通し、適切に環境影響評価を実施する中で改変面積の最小限化を図ります。現段階で具体的な重複率をお示しすることは困難と考えます。</p> <p>②図書に記載の通り、現地調査の結果を踏まえ、影響の程度を適切に予測し、予測結果に応じて風力発電機の基数、配置及び改変区域等を検討致します。段丘地形全体への影響を考慮しつつ、その他の段丘地形についても改変面積を最小限化して影響の抑制を図ります。</p> |
| 4-4 | 302 | 表4.3-10 事業実施想定区域及びその周囲における鳥類の重要な種の生息状況 | 1次 | <p>オオワシ及びオジロワシについて、主な生息環境として樹林地が選定されていませんが、ねぐらなどで樹林地を利用する可能性を踏まえ「●」を付す必要はないでしょうか。以降のページの専門家等の意見に「事業地周辺ではオオワシ、オジロワシが主な保全対象となると考えられる」とあることを踏まえ、事業者の見解をご教示ください。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、方法書においてオオワシ及びオジロワシの主な生息環境に樹林地を追加致します。</p> |
| 4-5 | 307 | 表4.3-16 専門家等への意見聴取の内容 | 1次 | <p>コウモリの生息についての意見がいくつかあり、こちらに留意した調査を実施すると事業者の対応欄に記載がありますが、具体的にはどのような手法による調査を検討しているのか、事業者の見解をご教示ください。</p> | <p>現時点での想定として、バットディテクターによる確認(踏査)、目撃・フィールドサイン法による踏査を行います。また、踏査時には洞穴やガレ場等のねぐらに利用される可能性がある環境を併せて確認することを想定しています。なお、具体的な調査内容に関しては、方法書で改めて専門家へヒアリングを実施し、適切な手法を選定する予定です。</p> |
| 4-6 | 307~309 | 専門家への意見聴取の内容(動物) | 1次 | <p>①動物における専門家等からの助言が哺乳類及び鳥類のみとなっていますが、その他の分類群に関する情報は既存資料整理のみで把握しきれたということでしょうか。最新の知見等を把握するためにも、コウモリ類や鳥類に限らず、各種群において複数の専門家等に、より詳細なヒアリングを行い、生息環境の情報を精査し、それを反映する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②哺乳類については、1名のみしかヒアリングが実施されていませんが、専門家によって専門分野は様々であり、見解が異なる可能性もあることから、どの分野も複数名へのヒアリングを実施することが望ましいと考えられます。事業者の見解をご教示ください。 (植物、生態系についても1名の専門家へのヒアリングとなっていますので、同じく見解をご教示ください)</p> | <p>①配慮書段階では供用後の影響について特に留意が必要な分類群として哺乳類及び鳥類を対象にヒアリングを実施しており、その他分類群に関する情報は既存資料整理のみの把握としています。方法書以降の手続においては、工事中の影響も含めて各種群において専門家等へのヒアリングを実施する予定です。</p> <p>②ご指摘を踏まえ、方法書以降の手続においては、不足している分野を補完でき、地域精通度が高い有識者を選定したうえで、ご本人からご了解いただけましたら、ヒアリングの実施を検討いたします。 なお、生態系については、各専門家へヒアリングを実施した結果を踏まえ、生態系に係る部分を抽出して記載しました。方法書以降においても、引き続き各分野の専門家に対し、生態系に係るヒアリングを実施する予定です。</p> |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|------|-------------|-------------------------------------|----|---|--|
| 4-7 | 308 | 表4.3-17 専門家への意見聴取の内容 | 1次 | <p>① 4つめの事項に「海岸から内陸側に3~10kmあたりにオオワシ、オジロワシ等の猛禽類のねぐらや営巣地が複数存在しており」とありますが、現在の事業実施想定区域は海岸線から何kmほどにあたるか、ご教示ください。 また、このことを踏まえた区域の絞り込みをする予定であるかどうか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>② 5つめの事項に、採食場の把握の有用性についての意見がありますが、海岸で海獣類の死骸が漂着しやすい環境をはじめとした採食場の把握を今後行う予定があるのか、また、行う場合、どのように行うのか、現時点でのお考えをご教示ください。</p> <p>③ 6つめの事項及び、研究者Bの3つめの事項にも見られる、風車群ができることで渡り経路が変わる可能性について、どのように予測するか、現時点でのお考えをご教示ください。</p> | <p>① 事業実施想定区域と海岸線までの距離は最短で20mほどになります。 今後実施する調査の結果、営巣地が確認された場合は、事業地との位置関係を踏まえ生息・繁殖への影響について予測・評価し、必要に応じて区域の絞り込み等を行う方針です。</p> <p>② 現時点での想定としては、研究機関等にヒアリングを実施するなどして、海獣類の死骸の漂着状況を整理することで採食場の把握を行う計画です。また、現地調査において把握したオジロワシの出現状況を踏まえ、そのほかの採食場の有無についても整理する計画です。</p> <p>③ 現時点での想定としては、本事業で実施する調査以外に、周辺で実施された調査結果の収集に努め、より広範での渡りの経路を把握したうえで、影響について予測する計画です。</p> |
| 4-8 | 309 | 表4.3-18 専門家への意見聴取の内容 | 1次 | <p>コウモリについて、未確認種が発見される可能性について意見がありますが、未確認種が発見された場合の対応方法について、ご教示ください。</p> | <p>本事業地は、コウモリの生息情報が乏しいエリアであるため、文献調査での未確認種が発見される可能性があると考えています。未確認種が確認された場合は専門家等へ助言を頂きながら、適切な措置を検討します。</p> |
| 4-9 | 309 | 表4.3-18 専門家等への意見聴取の内容 | 1次 | <p>専門家意見にて、羽幌町の北海道海鳥センターが出している文献についての意見があり、事業者対応として「今後の現地調査の実施にあたって適宜参照する」と示されています。 当該地域の環境に精通している施設の文献であり、配慮書段階で把握しておく必要があると考えますが、本文献情報を配慮書に反映しなかった理由をご教示ください。</p> | <p>配慮書作成段階で当該文献情報は収集しておりましたが、北海道海鳥センターが公表している文献は天売島や焼尻島のものも多くを占めており、羽幌町に関する文献の数は少なく、「北海道羽幌町におけるキガシラセキレイの亜種Motacilla citreola calcarataの日本初記録 岩澤光子・先崎理之・梅垣佑介・石郷岡卓哉 日本鳥学会誌62(2) p175-178 (2013)」「北海道羽幌町におけるシロハラクイナ Amaurornis phoenicurus の観察記録 伊藤元裕・石郷岡卓哉・石川隆史 Strix29 pp123-126 (2013)」等が挙げられます。ただ、これらで収集できる生息情報は他文献情報で補完できたことや、事業地周辺の地域概況を示した内容でなかったことから、配慮書には特に反映しておりませんでした。ご指摘を踏まえ、方法書において、文献情報の追加を検討します。 なお、羽幌町からの助言や専門家意見を踏まえ、北海道海鳥センターとは協議を実施しております。</p> |
| 4-10 | 315 | 3) 方法書以降の手続等において留意する事項 | 1次 | <p>① 「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年 環境省)に準拠した調査を実施するとのことですが、他のガイドライン等参考にする予定のものがあればご教示ください。</p> <p>② 渡り鳥の移動ルートを把握できるような現地調査について、現段階ではどのような手法を検討しているのか、参考にご教示ください。</p> | <p>① 現時点では他に「海フシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施の手引き(改定版)」(令和4年 環境省)や「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」(令和6年 環境省)を参考に調査を実施する計画です。</p> <p>② 現段階では、日の出、日の入りを含む時間帯で渡り鳥の調査を行うとともに、場合によってはICレコーダーの併用により夜間に渡りを行う鳥類を把握することも検討しています。方法書以降の手続において専門家の助言を受けながら、現地調査の計画及び調査を実施する方針です。</p> |
| 4-11 | 314 331 | (3) 評価 動物・生態系 | 1次 | <p>「北限のスギ」及び「羽幌朝日公園鳥獣保護区」については、風力発電機設置対象外区域に位置しており、変更は回避する計画である旨の記載がありますが、その他搬入路の造成のために道路や林道が拡張されるといった変更もされないという理解でよろしかったでしょうか。</p> | <p>「北限のスギ」及び「羽幌朝日公園鳥獣保護区」の区域内では、搬入路の造成のために道路や林道を拡張する等の変更は回避する計画です。</p> |
| 4-12 | 315 332 | 3) 方法書以降の手続き等において留意する事項 【動物・生態系】 | 1次 | <p>「専門家等の意見を踏まえた適切な手法によって、重要な動物の生息状況を現地調査により把握する」とありますが、方法書では踏査ルートは示されるのでしょうか。方法書段階で適切な調査手法となっているのか確認するためにも調査地点を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p> | <p>方法書では、調査方法ごとの調査地点、踏査ルートを明示した図面を作成し、お示しする方針です。</p> |
| 4-13 | 320 | 表4.3-23 専門家等への意見聴取の内容 | 1次 | <p>専門家等の意見を受け、保安林の変更は可能な限り避ける旨の事業者の対応が記載されておりますが、変更が避けられないのはどういった場合を想定しているのか、事業者の見解をご教示ください。</p> | <p>現時点では事業計画が具体化しておりませんが、輸送路の線形を検討するにあたり、安全面を考慮した際に輸送路の一部が保安林に含まれる場合が想定されます。</p> |
| 4-14 | 324 332 | 3) 方法書以降の手続き等において留意する事項 【植物・生態系】 | 1次 | <p>重要な種の生育環境について、「専門家等の意見を踏まえた適切な手法によって、重要な植物の分布位置を現地調査により確認する」とありますが、方法書段階では踏査ルートやコドラートといった調査地点は示されるのでしょうか。方法書段階で適切な調査手法となっているのか確認するためにも調査地点を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p> | <p>方法書では、踏査ルートを明示した図面とコドラートの調査地点(想定)をお示しする予定です。コドラートの調査地点については、方法書においては、環境省植生図1/25,000における区分を参考に検討し、その後、実際に現地調査を行う際には、「航空写真判読及び現地踏査による植生区分」及び、風力発電機の配置位置等を踏まえて適宜決定する方針です。</p> |
| 4-15 | 333~ 335 | 4.3.7 景観 | 1次 | <p>景観資源の築別-初山別段丘、羽幌-汐見段丘及び苫前段丘と事業実施想定区域の一部の重複について、現時点でどのような変更を想定しているのか、ご教示ください。</p> | <p>現時点では事業計画が具体化しておりませんが、風車ヤードや輸送路の造成に伴い、一部変更が想定されます。</p> |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|------|-------------|--|----|--|--|
| 4-16 | 348 | 3)方法書以降の 手続き等 において留意 する事項 【景観】 | 1次 | 地域住民や関係団体等への説明会等の際は、フォトモニターを提示し、その場で得られた感想や意見を踏まえて風力発電機の基数、配置等を検討することを想定されているか、ご教示ください。 | ご認識の通り、風車設置位置が決まった後の地域住民や関係団体等への説明会等の際は、フォトモニターを提示し、その場で得られた感想や意見を踏まえて風力発電機の基数、配置等を検討することを想定しています。 |
| 4-17 | 348, 353 | 3)方法書以降の 手続き等 において留意 する事項 | 1次 | 最後の事項に「予測結果に応じて～風力発電機の基数、配置及び変更区域等を検討する」とありますが、どのような予測結果となった場合に、どのような対応を想定されているか、それぞれ、垂直視野角などを用いて現時点でのお考えをご教示ください。 | 今後の手続において調査及び予測をした結果、眺望景観が著しく損なわれる恐れがあった場合に風力発電機の基数、設置位置の見直しを検討します。なお、景観への影響の度合いを単純に定量化することは難しいと考えていますが、「景観対策ガイドライン(案)」を参考にすると視野角1°が一つの目安になるものと考えています。 |
| 4-18 | 353 | 3)方法書以降の 手続き等 において留意 する事項 【人触れ場】 | 1次 | 「オロロンライン・サイクルルート(羽幌ルート)」について、影響の回避を優先的に検討されるのか、事業者の見解をお示しください。 | 「オロロンライン・サイクルルート(羽幌ルート)」については、事業の実施によって利用が妨げられることがないように優先して検討する方針です。 |

5. その他に関する質問

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-----|-----|-------------|----|---|--|
| 5-1 | 資-1 | 文献確認種目 録 | 1次 | No. 25の「北海道爬虫類・両生類ハンディ図鑑」は、平成23年以降に改訂版が発出されています。最新版を参照し、配慮書の情報を更新する必要があるか、本回答に記載してください。 | 文献名に誤りがあり、申し訳ございません。正しくは「増補新版 北海道爬虫類・両生類ハンディ図鑑(令和4年、徳田龍弘)」を参照しています。方法書で正しい文献名・発行年に修正します。 |